

## 平成24年度の 健康保険料率が変わります。

依然として厳しい財政状況が続く中、  
協会けんぽは本年3月分(4月納付分)の保険料より  
引上げをお願いせざるを得なくなりました。  
ご理解いただきますようお願い申し上げます。

厳しい医療保険の財政状況に加え、高齢者医療への拠出金などがますます増えることから、保険料率の引上げをお願いせざるを得なくなりました。

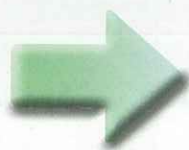
現下の中小企業の厳しい経営環境や家計の状況、また景気の先行きも不透明な中ではありますが、加入者の皆様の健康な生活を支え、安心して医療サービスを受けられるように、このようなご負担につきまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

こちらのリーフレットを加入者の皆様にご回覧いただくなど、周知していただきますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

### 大阪支部

現行

9.56%



平成24年3月分  
(4月納付分)~

10.06%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率(現行1.51%から1.55%に変更)が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。

◆ご不明な点がございましたら、協会けんぽの支部までお問い合わせください。



全国健康保険協会 大阪支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

# Q

## 健康保険料の支払額はいくら増えるのですか？

月収(税引き前)により異なりますが、目安として以下のとおりとなります。

【加入者ご本人の保険料増加額(目安)／月間】

月収(税引き前)	保険料月額増加額
20万円	約500円
30万円	約750円
40万円 <sup>注)</sup>	約1,020円

注)標準報酬月額41万円

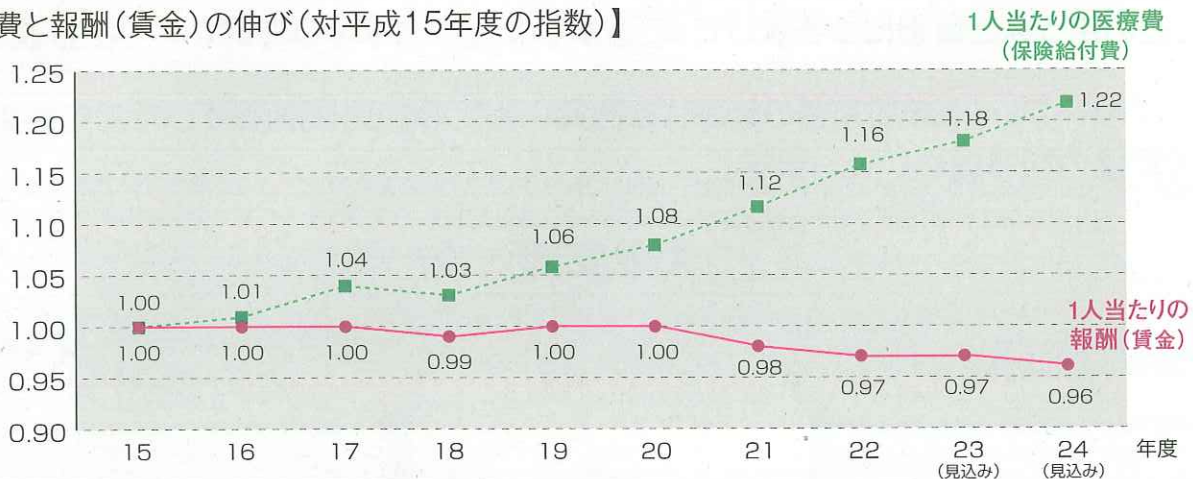
※保険料は、労使折半ですので、事業主も同額の負担増となります。  
 ※全国平均保険料率をもとに計算していますので、実際の増加額は都道府県ごとに異なります。  
 〈参考〉40歳から64歳までの方は、介護保険の保険料率が加わります。  
 左記と同じように試算すると、加入者ご本人の介護保険料分を含めた保険料増加額は次のとおりとなります。  
 ・月収20万円:約540円 ・月収30万円:約810円 ・月収40万円:約1,100円

# Q

## なぜ、保険料率が上がるのですか？

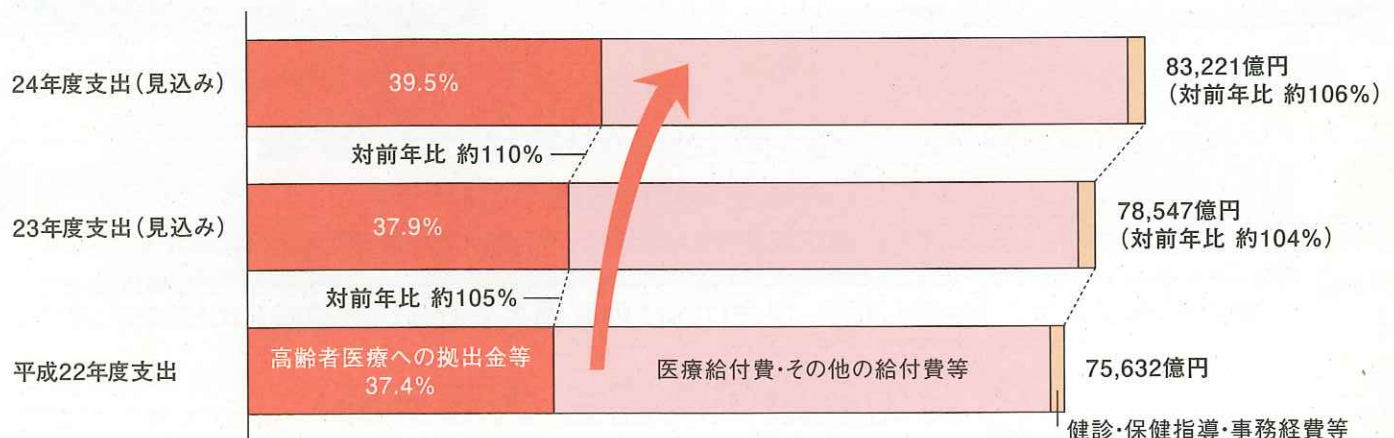
近年、医療費支出の伸びが、保険料収入の基礎である賃金の伸びを上回っており、その差は拡大しています。また、昨今の不況の影響により、中小企業等で働く方々の賃金の下落に伴い保険料収入が落ち込んでいます。

【医療費と報酬(賃金)の伸び(対平成15年度の指数)】



高齢者医療への拠出金が年々増大しており、これが保険料率引上げの大きな要因となっています。さらに今後も増加する見込みです。

【支出に占める高齢者医療への拠出金等の伸び率予測】



# Q 保険料は何に使われているのですか？

健康保険料の使い道は、加入者の皆様の医療費等が約6割、高齢者の医療費を支えるための拠出金等が約4割です。

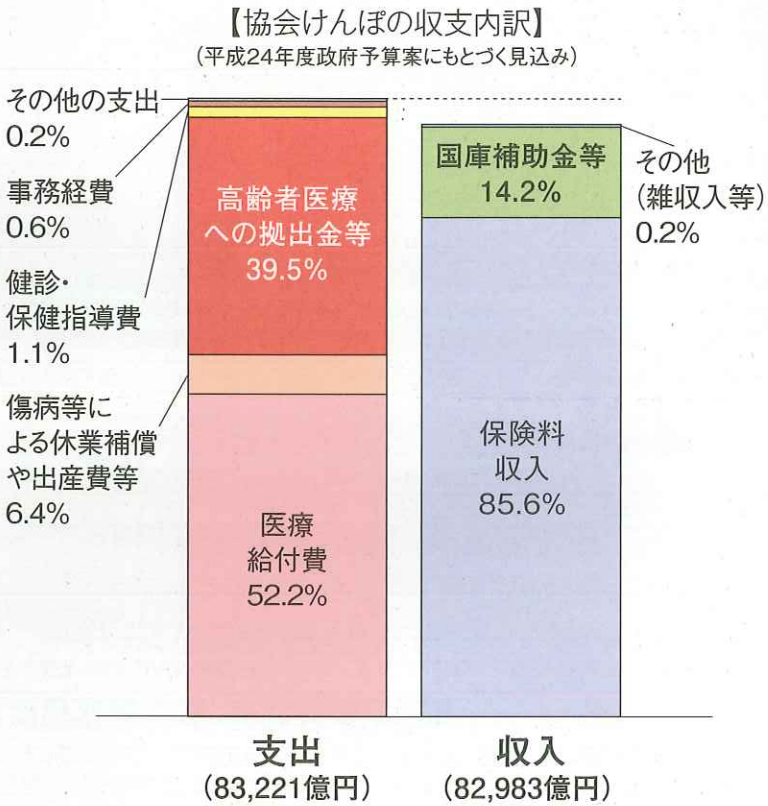
**【一人当たり(年間)】**

**保険料の負担  
年約36.0万円**



↓

**保険給付等  
年約42.2万円**

※ 保険料のほか国庫補助金(税金)等により、約6.1万円が給付に充てられています。  
 ※ 保険給付等には、高齢者の医療費を支えるための拠出金等が約16.6万円含まれています。



## 皆様の保険料1万円当たりの使い道

 加入者の皆様が病院等を受診した時の医療費 <b>約5,220円</b>	 加入者の皆様が病気で職場を休んだ際の手当金や出産した時の給付金 <b>約640円</b>	 加入者の皆様の健診費・保健指導費 <b>約110円</b>	 高齢者の方々が病院等を受診した時の医療費(拠出金) <b>約3,950円</b>	 協会けんぽの事務経費等 <b>約80円</b>
---	--	---	---	---

### 介護保険制度と介護保険料について

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

# Q

## 今後も保険料率は上がるのですか？

現状のままでは、今後も厳しい状況が続くものと考えられます。皆様の保険料率の上昇を抑えるため、国に対して、協会への国庫補助率の引上げや高齢者医療制度の見直しを要望しています。

**保険料率の上昇を抑制するため、協会けんぽは努力を続けます。**

**加入者の皆様にもご協力をお願いします。**

### ジェネリック医薬品の使用促進



協会

服用するお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額をお知らせしています。



加入者の皆様

お知らせした4人に1人の方がジェネリック医薬品に切り替えました。切り替えによる医療費の軽減額は、年間約70億円(推計)を上回ります。

### 医療費適正化・経費削減



協会

- 医療機関から誤った保険請求がなされていないか点検しています。効果額 約246億円
- 事務経費の削減に取り組んでいます。効果額 約29億円

保険料率の上昇を抑制するためには



協会

皆様のご家族が扶養家族の要件を満たしているかどうかを定期的に再確認させていただきます。



加入者の皆様

平成24年度も扶養家族の再確認業務にご協力いただきようお願いいたします。平成22年度は約40億円の削減ができました。

扶養家族の再確認



協会

加入者の皆様の健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます。



加入者の皆様

病気の早期発見・早期治療・適度な運動、バランスのとれた食事により、健康を保持、増進しましょう。

年に一度の定期健診



協会

審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。



加入者の皆様

軽い症状で休日・夜間に救急外来を訪れる「コンビニ受診」は避けて、地域の救急電話相談の利用を考えましょう。

また、日常的な肩こり・筋肉疲労の柔道整復(接骨院)の施術、業務上の病気・ケガでは、健康保険は使えません。

健康保険の正しい利用

### 安定した健康保険制度のために

健康と医療は、皆様の生活の大切な基盤。将来の安心のために**制度の見直しを国に求めています。**

- 国庫補助の法的上限(20%)までの増額
- 拠出金負担の重い高齢者医療制度の見直し



# 全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の方の 保険料額(平成24年3月分(4月納付分)～)

(大阪府)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額		健康保険料			
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合	
等級	月額	日額	円以上	円未満	10.06%		11.61%	
					全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930	円以上	63,000	5,834.8	2,917.4	6,733.8	3,366.9
2	68,000	2,270	63,000	73,000	6,840.8	3,420.4	7,894.8	3,947.4
3	78,000	2,600	73,000	83,000	7,846.8	3,923.4	9,055.8	4,527.9
4	88,000	2,930	83,000	93,000	8,852.8	4,426.4	10,216.8	5,108.4
5	98,000	3,270	93,000	101,000	9,858.8	4,929.4	11,377.8	5,688.9
6	104,000	3,470	101,000	107,000	10,462.4	5,231.2	12,074.4	6,037.2
7	110,000	3,670	107,000	114,000	11,066.0	5,533.0	12,771.0	6,385.5
8	118,000	3,930	114,000	122,000	11,870.8	5,935.4	13,699.8	6,849.9
9	126,000	4,200	122,000	130,000	12,675.6	6,337.8	14,628.6	7,314.3
10	134,000	4,470	130,000	138,000	13,480.4	6,740.2	15,557.4	7,778.7
11	142,000	4,730	138,000	146,000	14,285.2	7,142.6	16,486.2	8,243.1
12	150,000	5,000	146,000	155,000	15,090.0	7,545.0	17,415.0	8,707.5
13	160,000	5,330	155,000	165,000	16,096.0	8,048.0	18,576.0	9,288.0
14	170,000	5,670	165,000	175,000	17,102.0	8,551.0	19,737.0	9,868.5
15	180,000	6,000	175,000	185,000	18,108.0	9,054.0	20,898.0	10,449.0
16	190,000	6,330	185,000	195,000	19,114.0	9,557.0	22,059.0	11,029.5
17	200,000	6,670	195,000	210,000	20,120.0	10,060.0	23,220.0	11,610.0
18	220,000	7,330	210,000	230,000	22,132.0	11,066.0	25,542.0	12,771.0
19	240,000	8,000	230,000	250,000	24,144.0	12,072.0	27,864.0	13,932.0
20	260,000	8,670	250,000	270,000	26,156.0	13,078.0	30,186.0	15,093.0
21	280,000	9,330	270,000	290,000	28,168.0	14,084.0	32,508.0	16,254.0
22	300,000	10,000	290,000	310,000	30,180.0	15,090.0	34,830.0	17,415.0
23	320,000	10,670	310,000	330,000	32,192.0	16,096.0	37,152.0	18,576.0
24	340,000	11,330	330,000	350,000	34,204.0	17,102.0	39,474.0	19,737.0
25	360,000	12,000	350,000	370,000	36,216.0	18,108.0	41,796.0	20,898.0
26	380,000	12,670	370,000	395,000	38,228.0	19,114.0	44,118.0	22,059.0
27	410,000	13,670	395,000	425,000	41,246.0	20,623.0	47,601.0	23,800.5
28	440,000	14,670	425,000	455,000	44,264.0	22,132.0	51,084.0	25,542.0
29	470,000	15,670	455,000	485,000	47,282.0	23,641.0	54,567.0	27,283.5
30	500,000	16,670	485,000	515,000	50,300.0	25,150.0	58,050.0	29,025.0
31	530,000	17,670	515,000	545,000	53,318.0	26,659.0	61,533.0	30,766.5
32	560,000	18,670	545,000	575,000	56,336.0	28,168.0	65,016.0	32,508.0
33	590,000	19,670	575,000	605,000	59,354.0	29,677.0	68,499.0	34,249.5
34	620,000	20,670	605,000	635,000	62,372.0	31,186.0	71,982.0	35,991.0
35	650,000	21,670	635,000	665,000	65,390.0	32,695.0	75,465.0	37,732.5
36	680,000	22,670	665,000	695,000	68,408.0	34,204.0	78,948.0	39,474.0
37	710,000	23,670	695,000	730,000	71,426.0	35,713.0	82,431.0	41,215.5
38	750,000	25,000	730,000	770,000	75,450.0	37,725.0	87,075.0	43,537.5
39	790,000	26,330	770,000	810,000	79,474.0	39,737.0	91,719.0	45,859.5
40	830,000	27,670	810,000	855,000	83,498.0	41,749.0	96,363.0	48,181.5
41	880,000	29,330	855,000	905,000	88,528.0	44,264.0	102,168.0	51,084.0
42	930,000	31,000	905,000	955,000	93,558.0	46,779.0	107,973.0	53,986.5
43	980,000	32,670	955,000	1,005,000	98,588.0	49,294.0	113,778.0	56,889.0
44	1,030,000	34,330	1,005,000	1,055,000	103,618.0	51,809.0	119,583.0	59,791.5
45	1,090,000	36,330	1,055,000	1,115,000	109,654.0	54,827.0	126,549.0	63,274.5
46	1,150,000	38,330	1,115,000	1,175,000	115,690.0	57,845.0	133,515.0	66,757.5
47	1,210,000	40,330	1,175,000		121,726.0	60,863.0	140,481.0	70,240.5

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.06%)に介護保険料率(1.55%)が加わります。
- ◆健康保険料率のうち、6.05%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、4.01%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。
- ◆賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計)となります。
- ◆被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
  - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
  - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- ◆納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

～保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～

# 健康保険給付について

## 〈健康保険給付の種類と概要〉

療養の給付 (病気やけがの療養を受けたとき)	義務教育就学前の方	窓口負担は2割(医療費の8割を給付)		
	70歳未満の方	窓口負担は3割(医療費の7割を給付)		
	70歳以上75歳未満の方	窓口負担は1割(医療費の9割を給付)※現役並み所得者の方:窓口負担3割(7割を給付)		
高額療養費 (1か月の医療費の自己負担が限度額を超えたとき、超えた額を支給)	【70歳未満の方の自己負担限度額】			
	上位所得者	150,000円+{(医療費-500,000円)×1%}		
	一般	80,100円+{(医療費-267,000円)×1%}		
	低所得者	35,400円		
	※上位所得者:標準報酬月額53万円以上の方、低所得者:被保険者が住民税非課税等の場合			
	【70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額】			
	区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
	現役並み所得者	44,400円	80,100円+{(医療費-267,000円)×1%}	
	一般	12,000円	44,400円	
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円		
※現役並み所得者:標準報酬月額28万円以上の方 ※低所得者Ⅱ:被保険者が住民税非課税等の場合、低所得者Ⅰ:世帯全体が住民税の課税対象となる所得がない等の場合				
高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき、超えた額を支給			
その他の療養費等	入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費			
傷病手当金	療養のため仕事を休み報酬を受けられないとき	1日につき標準報酬日額の3分の2を欠勤4日目から1年6か月の範囲で支給※1		
出産育児一時金	出産したとき	1児につき42万円を支給※2		
出産手当金	出産のため仕事を休み報酬を受けられないとき	1日につき標準報酬日額の3分の2を出産の日以前42日(多胎妊娠は98日)、出産の日後56日間支給※1		
埋葬料(費)	死亡したとき	5万円の範囲内で支給		

※1 傷病手当金、出産手当金については、被扶養者及び任意継続被保険者には支給されません。

※2 妊娠22週未満又は産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合は39万円となります。

### 高額療養費制度、限度額適用認定証をご存知ですか？

医療機関等の窓口で1か月にお支払いされた自己負担額が、一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分が払い戻されます。(高額療養費制度)  
また、70歳未満の方が、受診されたとき「限度額適用認定証」を提示した場合、医療機関の窓口でお支払いされる額が「自己負担限度額」までとなり、高額な費用を医療機関の窓口で立て替えていただく必要がなくなりますので、協会けんぽ支部に「限度額適用認定証」を申請してください。なお、70歳以上の方は、区分が低所得者の方を除き、申請する必要はありません。

## 健診・保健指導について



### 健診

ご自分の健康状態をチェックするため、健診を受けましょう。

■ご本人(被保険者)…生活習慣病など予防・早期発見に着目し、胸や胃のレントゲン検査など全般的な検査を行います。

	受診対象年齢	自己負担額	手続き
生活習慣病予防健診 一般健診	35~74歳	最高6,843円	受診を希望する健診機関に予約し、健診申込書もしくはインターネットで、協会けんぽの支部にお申し込みください。

※一般健診のほかに、付加健診、乳がん検診、子宮頸がん検診の種類があります。

■ご家族(被扶養者)…特定健診はメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。

	受診対象年齢	自己負担額	手続き
特定健診	40~74歳	費用総額から5,400円を差し引いた額	・受診券がお手元に届きましたら、希望する健診機関に予約して受診してください。 ・受診券を紛失された方は、受診券申請書にて協会けんぽの支部に申請してください。

### 保健指導

・ご本人(被保険者)の方には、保健師などが事業所にお伺いして特定保健指導を行っています。  
・ご家族(被扶養者)の方で特定保健指導の対象となった方には利用券をお届けします。

お問い合わせはこちらまで



全国健康保険協会 大阪支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル  
TEL.06-6201-7070

(事務所移転のため、平成24年3月21日(水)以降は)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階  
TEL.06-7711-4300

注) 申請等は郵送でも受け付けています。  
郵送による手続きにご協力ください。

※申請書は協会ホームページから入手できます。